

金融円滑化にかかる基本的方針，体制の概要および実施状況

平成25年11月15日
遠州夢咲農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下「金融円滑化法」という。）は終了しましたが、引き続き当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等，経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成25年4月16日に公表しております。

2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- （1） 組合長以下，関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて，当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し，組織横断的に協議することとしております。また，協議内容については，定期的に理事会へ報告することとしております。
- （2） 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」，金融部金融推進課を「金融円滑化管理責任部署」として，当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- （3） 各支店・融資センターに「金融円滑化管理担当者」を設置し，各支店・融資センターにおける金融円滑化にかかる対応状況を把握し，金融部へ報告することとしております。
- （4） 各支店・融資センターでは，金融円滑化にかかる取引の実施状況について，記録を作成し，当該記録は5年間保存することとしております。

